

## 救急告示医療機関（二次）

非常に重要な文書ですので、救急病院等の認定手続きを御担当される部署の責任者の方にお渡しください。

医 対 第 1928 号  
令和 5 年 10 月 3 日

救急告示医療機関 開設者 様

大阪府健康医療部保健医療室長

### 救急告示医療機関認定基準（二次）の改正について

日頃から、本府健康医療行政の推進に御協力をいただき、お礼申し上げます。

さて、標記について令和5年8月17日開催の大阪府救急医療対策審議会での審議結果を踏まえ、下記のとおり認定基準を改正しましたのでお知らせします。

なお、改正後の認定基準については、令和7年度より適用されることを申し添えます。

### 記

#### 1 改正の概要

(1) 認定基準のうち、受入実績の項目について、3ヶ月間の実績が評価対象であったものを1年間での実績を評価対象とする。

(2) 評価基準Ⅱについて、前回の認定が評価基準Ⅱによる場合は、これを適用しない。

#### 2 新旧対照表

別紙1のとおり

※評価方法など改正内容の詳細については別紙2をご覧ください

以上

大阪府健康医療部 保健医療室

医療対策課 救急・災害医療グループ

電 話 06-6941-0351 (内線 4531)

F A X 06-6944-6691

担 当 小林

E-mail iryotaisaku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp